

## 出雲市消防団員準中型自動車運転免許等取得費への支援について

各分団の消防活動の円滑な運営と、消防団員の確保に資するため、消防団車両の運行に必要な免許取得について、次のとおり支援することとしました。

### 1. 支援が必要な理由

#### ①準中型自動車運転免許取得について

平成 29 年 3 月 12 日の道路交通法の一部を改正する法律の施行日以後に、普通自動車運転免許を取得した消防団員は、道路交通法の改正により、新たに準中型免許を取得する必要があるため。

#### ②AT 免許限定解除について

消防団車両は、すべてマニュアルトランスミッションを搭載している。近年、普通自動車運転免許の新規取得者は、AT 限定である場合が多いため。

### 2. 補助金の額

補助金の額は、教習所において免許の取得等に要する入学金、教習料、審査料、適性検査料、卒業検定料その他市長が認める対象経費の 2 分の 1 以内とし、次の区分に応じた額を限度とする。

①準中型免許を取得した場合      86,000 円

②AT 限定解除をした場合      26,000 円

### 3. 支援開始日

令和 2 年 4 月 1 日から